

《研究ノート》

イタイイタイ病第一次訴訟

第一審判決にみる因果関係論(下)

田 中 嘉 之

序 説

第一章 事象的因果関係認定の論理

§ 1 帰納的・統計的説明(第六十八卷第三号)

§ 2 本判決の分析(第六十八卷第四号)

第二章 帰責的因果関係論

結論(本号)

第二章 帰責的因果関係論

「本病の本態は、ファンコニー症候群と呼ばれる広範な腎尿管障害であって、それから本病の一症状である骨病変に発展するには、腎尿管の再吸収機能障害のほかに、妊娠、出産、授乳、栄養摂取不足、内分泌の変調、老化等の因子の関与を必要とするけれども、これらの因子は、カドミウムによって生じた腎尿管障害を補助して骨病変にまで発展させる

もので、そのみでは本病においてみられるような骨障害を惹起させる性質のものでないことにかんがみれば、本病の発生のうえで、カドミウムを主役というならば、これらの因子は結局、従たる役割のものであるに過ぎない。

しかのみならず、これらの因子のうち、妊娠、出産、授乳は女性一般にとって大役であり、指摘されるような多産の傾向は往時、特に農村一般にみられたところであり、また栄養摂取不足も多かれ少かれ農村に共通してみられたところで、特に本病発生地域のみに限られたことではなく、ましてさきの戦争中や戦後かなりの間のそれは、国民全般が経験したところであり、中年以後の内分泌の変調や老化等はんびとも避けるを得ない事柄であることを念頭におけば、被告会社等の叙上の廃水等を放流した行為と本件被害発生との間には相当因果関係が存するものというべきである。」(前掲判例時報八九頁四段目―九〇頁一段目。傍点筆者)

右の判示によれば、本病の一症状である骨病変は、カドミウムの経口摂取のみによって起るものではなく、いくつかの因子の関与を必要とする、というのである。そして、これに続く判示が、これらの因子のいわば格付けを行なったうえで、カドミウムだけを選び出し、「被告会社等の…行為と本件被害発生との間には相当因果関係が存するものというべきである」と結論していることは、明らかである。

右の判示が、なぜ「……」という説明を求める問題に答えたものではなく、この問題には、§ 2 の冒頭で引用した判示のと

おりに答えたうえで、『被告会社等の行為に因って本件被害が生じたといえるか』という問題…帰責の問題に答えたものであることも、また明らかである。

本判決は、「相当因果関係が存する」と判示しているが、はたして、いわゆる相当因果関係によって、帰責の問題を解いているのであろうか。本判決に対する数多のコメント類の中で、こういう疑問を提起しているものはないようにみえる。たとえば、沢井氏は、次のように述べている。

「これら副次因子の介在は異常なものではないから、イ病発生は被告会社が当然に責任を負うべき通常の範囲すなわちいわゆる相当因果関係にある」(傍点筆者)

しかし、相当因果関係説には、いくつかの因子の格付けを行なったうえでその中の一つを原因として選び出す、という考え方は全然ない。右の沢井氏の所論の根底にも、相当因果関係説以外の帰責の原理が横たわっている。然らば、本判決は、いったいどういう原理によって帰責の問題を解いているのであろうか。

ここで、われわれは、『科学上の因果関係概念』と『常識上の因果関係概念』とのちがいを考えなければならぬ。医学や工学などの応用科学 (applied science) においては、何がある結果を産み出したり、防いだり、抑止したりすることのできるものか、を知ることに関心が向けられる。関心がある結果を産み出すことに向けられている場合には、必ずその種の結果が生じるために満たされることを要する条件は何か、に注目される。

ある単一の条件と目的とする種類の結果との間にこういう恒常的結合関係 (constant conjunction) の存することは、あるとしても稀なことであって、たいしては、いくつかの条件との間にそういう関係がある。よって、望む種類の結果を例外なく産み出すことのできるもの…原因は、そういう結果が例外なく生ずるために満たされることの必要ないくつかの条件の群をいうことになる。因果法則は、こういう条件の群を示す自然法則 (law of nature) である。演繹的・法則的説明は、こういう因果法則の挙げている必要条件のすべて、すなわち十分条件 (a set of conditions which are together sufficient to produce an effect: nomically sufficient conditions) が該ケースにおいて満たされていることを示すことによって、該特定の事象がなぜ起ったか、を説明する。帰納的・統計的説明は、説明を求められている事象が起るために必要な条件の満たされていることと、他に提示可能な説明のないことを示すことによって、該事象がなぜ起ったか、を理解させる。帰納的・統計的説明にあっては、説明が求められている事象と同じタイプの事象が例外なく起るために必要な条件のすべて、およびそれらがいづれも該ケースにおいて満たされていることが示されるわけでないで、これが示される因果法則による説明のプログラムあるいはスケッチたるの性質を有するものである、といえるかも知れない。それは、また、将来の科学的研究に新しい有益な指針を与えることによってその価値を示す『実際に働いている仮説』 (working hypothesis) といえるかも知れない。本件でも、§

2で示したとおりの論証によって、「本病にみられる腎尿細管の機能障害はカドミウムが主因であることは前記認定のとおりであり、右腎障害が進行して本病の骨病変に至るのであるから結局、本病の骨病変はまたカドミウムがその原因であるということになる」と判示したうえ、「カドミウムのみが原因で本病の骨病変が生ずるか」と新たに問題を提起し、「……との報告があること等にかんがみると、…腎障害がさらに骨病変に発展するには、腎尿細管の再吸収機能障害によるカルシウムの体外流出のほかに、補助的に妊娠、出産、授乳などによるカルシウムの需要増大、栄養不足などによるカルシウムの供給不足等の因子の関与が必要のように考えられる」と判示されている（前掲判例時報七六頁一、二段目参照）。

これに対し、われわれが日常生活において原因として挙げるものは、普通は、単一の事象である。そこで、『科学上の因果関係概念』と『常識上の因果関係概念』は、どういう関係にあるか、が問題になる。科学上原因とされる『必要条件の群』の中から一つの条件を選び出す、何らかの原理がわれわれの常識中に潜在していて、これによって選出される条件が常識上原因とされるものである、と考える点では、多くの哲学者の見解は一致している。然らば、その原理とはどういうものか。HartとHonoreは、この原理は、因果関係の問題の型と問題の起る文脈によって微妙かつ複雑に変わるので、単純化のし過ぎを警戒しなければならないが、われわれの常識中には、(I)異常な条件と正常な条件、(II)自由にして意図的な人間の行為 (free deli-

berate human action)とその他の条件、の対比があり、それれ前者が原因として挙げられるものである、と一般化している<sup>(6)</sup>。ここで注意しなければならないことは、何が正常で何が異常か、は原因の間われる文脈との関係で相対的に決まる、ということである。第一に、たとえば、ある実験の成功・不成功が火からの安全ということにかかっているため、細心の注意を払って酸素を排除しつつその実験が行なわれている研究室において火災が発生した場合には、その実験過程中に酸素が入り込んだことを原因として挙げることが、普通の火災の場合と異なり、少しも馬鹿げていない。こういう場合には、酸素を排除し酸素の存在しないことが研究室の正常な機能である。従って、酸素の存在は、火災という異常な事態と研究室の平生の状態とに共通してみられる様相ではない。だから、『酸素が入り込んだこと』は、『ちがいをつくる』(making the difference)ものと考えられ、火災の原因とされるのである。第二に、同一のケースでも、前提の相違によって、『正常』と『異常』の区別が変わってくることもある。たとえば、胃潰瘍をわずらっている男の妻は、夫が硬い鯨肉を食べたことを消化不良の原因とし、医師は、彼が胃潰瘍に罹患していることをその原因と考えることがある。この場合、妻の問うていることは、『夫は、胃潰瘍をわずらっているが、平生は消化不良にならないのに、今回にかぎり消化不良になったのはなぜか』ということであるに対し、医師の問うていることは、『同じ物を食べても他の家族の者は消化不良にならないのに、この男だけがそうになったのはなぜ

か」ということである。<sup>(7)</sup> Hart と Honoré は、また、われわれの常識的なもの、考え方の中には三つの異なる因果関係概念が潜在しているが、そのうち中心的概念 (central concept) と呼ぶに値するものは、「一定のタイプの事象間の一般的関係の一事例である一連の物理的変化をはじめにひき起す (initiate) できごと」という概念である、と述べている。<sup>(8)</sup>

冒頭に引用した本判決の判示の前半の根底にこういう概念が横たわっていることは、一見して明らかであろう。後半の判示や沢井氏をしてあのようにいわしめたものも、Hart と Honoré が明るみに出した右のようなわれわれの常識中に潜在しているもの、考え方にはかならない、とたくしには思われる。沢井氏は、いみじくも、「これら副次因子の介在は異常なものではないから」(傍点筆者)と述べている。被告会社は、本病発生地域の住民には、栄養摂取が悪かったこと・晴天日数ならびに日照時間の少なかったこと・労働過重等特記すべき事情がある、と主張している(前掲判例時報三三二頁二一四段目参照)。しかし、問題は、どういう文脈で考えると、「特記すべき事情」といえるか、である。本件において問われていることは、神通川を中心として東側の熊野川と西側の井田川の両支流には含まれた地域だけに本病が発生し、これらの川を一つへだてた向う側では、一人も本病罹患者が出ていないというちがいを、つくるもの・本病発生地域だけに共通し、かつ右地域以外にはみられない特有の事情は何か、ということであることは、82においてふれた。被告会社の挙げている「特記すべき事情」は、いずれ

も、本病発生地域にも右両支流の彼岸にも共通してみられる事情である。被告会社の主張は、比較の対象地域ないしは時点を誤っている。前記判示の後半は、「カドミウムの経口摂取」以外の骨病変にまで発展せしめるのに必要な「因子」は、「女性一般にとつて大役」・「農村一般にみられたところ」あるいは「なごびとも避けることを得ない事柄」であること、すなわち、「正常な条件」であることを説示している。

ところで、野村氏は、本判決の前記結論につき、「これは、当然にこうなるものではなく、裁判所のポリシーによってそのように判断されたことに注意する必要がある」とコメントしている。<sup>(9)</sup>「当然にこうなる」の意味が明確でないけれども、本判決の前記結論が当然に出てきたものか、それとも裁判所のポリシーによってそのように判断されたのか、と二者択一を迫られれば、わたくしは、前者を選ぶ。なぜなら、一定のタイプの事象の発生に必要ないくつかの条件(…因子)のうち、「異常な条件」あるいは「自由な意図的な行為」が原因である、という原因識別の規準は、法に通暁した者のみが有している知識でなく、ましてや特定の個人が有している価値判断の規準ではなく、職業を問わず通常人のもの、考え方の中に潜在し共有されているものであって、「常識的原理」(common-sense principle)であるから。<sup>(10)</sup>

(1) Cf. Hart and Honoré, *op. cit.*, pp. 22, 23. わたくしの「因果関係の証明上」本誌六六巻五号七二、七三頁参照。  
 (2) 「イタイイタイ病判決と鉱業法一〇九条」法律時報昭

四六年一月号五六頁。

- (3) Cf. J. Hospers, *An Introduction to Philosophical Analysis*, 2. ed., London: Routledge and Kegan Paul, 1967, pp. 292, 293; Braithwaite, *op. cit.*, pp. 311—313; Scheffer, *op. cit.*, pp. 22—24. トーナーマン「科学哲学」(藤川訳)東京図書(昭四六)一五〇頁以下参照。
  - (4) Cf. Hempel, "Aspects of Scientific Explanation", pp. 349, 350; Nagel, *op. cit.*, p. 561.
  - (5) Cf. P. Gardiner, *The Nature of Historical Explanation*, London: Oxford U. P., 1968, pp. 6—12; G. J. Warnock, "Every Event Has a Cause": in A. Flew (ed.), *Logic and Language*, series ii, London: Basil Blackwell, 1966, pp. 103, 104; Hospers, *op. cit.*, p. 294.
- 好美・竹下「イタイイタイ病第一次訴訟第一審判決の法的検討」判例評論一五四号四頁は、「疫学は、疫病の原因を総合的に考え、作用物質から人間側の条件までの全てを含めて考察の対象とするから、多因的な結論となり、それから多数の因子と疾病との間に因果関係が存するとされるが、法律上の因果関係は、その疾病の発生の帰責という観点からいまい一度法的評価をして、それから多数の因子から帰責原因となりうるものを選択するという過程を経なければ決定されないのである。」と述べ、この関係を一応は正しくとらえている。
- (6) Hart and Honore, *op. cit.*, p. 31.  
歴史学における因果関係命題も、個別的因果関係命題(singular causal statement)である点で法律実務家のくくる因果関係命題に似ている。Hart と Honore の見解は、歴史哲学者によっても受け容れられている。ウィリアム・H・ドレイ「歴史の哲学」(藤川訳)培風館(昭四三)九四頁以下参照。
  - (7) *Ibid.*, pp. 33, 34.
  - (8) *Ibid.*, p. 2.
  - (9) 「イタイイタイ病判決をめぐって」ジュリスト四八六号一八頁。
  - (10) Cf. Hart and Honore, *op. cit.*, pp. 86, 87.  
碧海「哲学および法学における因果関係」(同氏「法と言語」日本評論社(昭四〇)所収)二二二頁は、「理論的な見地からは『原因』対『条件』の区別が相対的なアービトラリーなものにすぎぬことを認めよう……」と述べ、注(53)で Hart and Honore, "Causation in the Law", in *Law Quarterly Review*, Vol. 72 (1956), pp. 83, 89 を参照と書いている。しかし、Hart と Honore は、右に参照した著書の八六頁と八七頁では、「この区別が『アービトラリーなもの』でないことを明言している。」

結 論

これまで、本判決の事実的因果関係認定の論理と帰責的因

果關係論に対し、科学哲学的・論理的の見地からいろいろ検討を加えてきた。その結果、次のことが明らかにされた。

(i) 訴訟において、われわれが事実的因果關係の証明なし認定ということに従事しているとき、われわれは、「結果」何か日常のことからの異常なズレがなぜ起ったか」という疑問に答えようとしているのであり、われわれは、事物の自然な状態にはみられないという意味で異常であるとか干渉的であるとかいえるものを求め、これと「結果」として主張されている事象とが経験を通じて一般の關係の一事例であることを示されることによって、「なぜ」起ったか」が理解できるか否か、を問うていること。こういう文脈は、説明の文脈であって、そこにおいて求められるもの・説明力と予測の文脈において求められるもの・確実性とは、論理的に非常に異なること。

(ii) こういう説明力は、適切な統計的法則を援用し、該ケースにおいてもその「先行条件」が満たされていることを示すことよって、(a)ある特定の因果過程の生じた可能性があること (possibility of the occurrence of a particular causal process) を説明し、(b)利用できる全証拠によっても、これに匹敵する説明ができないことを示せば、十分えられること。このような論証は、論理的に正しい帰納的論証であるにとどまらず、わが国の判例の中にもこの種の論証を行なっているものがあり、われわれが日常生活において行ない受け容れている説明の形式であること。

(iii) 本判決の事実的因果關係認定の判示のうち、疫学的見地からの検討の判示部分は、右(i)の「異常なもの」を探究した結果、「カドミウムの経口摂取」を「原因」としてとらえていること。臨床および病理学的見地からの検討の判示部分は、本件が右(i)の「一般的關係」の一事例であることを示そうとし、右(ii)のような帰納的・統計的説明のパターンに合致する論証をしていること。外国文献にあらわれた慢性カドミウム中毒の研究の検討ならびに動物実験結果の判示部分は、この説明が正しいとして受け容れる根拠として判示されていること。

(iv) われわれの常識中には、一連の物理的変化をはじめにひき起す事象・異常な条件を「原因」とする原理的な考え方があり、本判決は、科学的に本病の発生原因を考えた場合の本病発生のいくつかの必要条件の中から、この常識的な考え方によって、「カドミウムの経口摂取」を本病の原因とし被告会社に責任を負わせていること。従って、本判決は、「相当因果關係」ということばを使っているが、それは、「常識的に考えて相当な因果關係」と解するはかないこと。

よって、本判決が証拠に基づいて作った個々の命題(たとえば、「被告会社等はカドミウム等重金属類を含んだ廃水等を相当長期間継続して高原川に放流した」)が正しいかぎり、本判決の行なっている論証は、哲学的・論理的の見地からみて、何も誤りを含んでいないし、われわれの常識的なもの考え方に

照せば、すべてあたりまえのこととして首肯できるものである。そこには、一つとして裁判所のポリシーに基づくものや、新奇なものはない。

わたくしには、公害訴訟における因果関係の証明の程度を軽減しようという提案や本件における被告会社の主張の根底には、科学的論証や科学的厳密性ということに対する誤解ないし無知が横たわっているように思える。科学は、一般的な法則を樹立し、樹立された法則がなぜ成り立つか、を説明することによって、ばらばらな知識を体系化し、未知の事象について信頼するに足る予測を可能にすることを目標としている。数式化された法則が数学上の体系のような演繹的体系 (deductive system) にヒエラルヒー化されておれば、法則の相互関係や特定の事象がなぜ起ったか、はあたかも数学的計算を行なうようにして論理必然的 (演繹的) に証明ないし説明されるであらう。これは、科学の理想であって、一部の進んだ自然科学の分野 (たとえば、物理学) ではこれが現実になっているが、大部分の分野では、未だこのような発展段階には到達されていない。科学的なものと非科学的なものとを区別するのは、科学的方法 (scientific method) により樹立されテストされているものかどうか、ということであって、数式化された普遍的な法則をした法則や数学の行なうような演繹的論証だけが科学的なものであるわけ

ではない。人間の五感のおよぶうる範囲は、時間的にも空間的にも、著しくせまい。こういう感覚によって直接感知できる事実の単なる寄せ集めは、科学の名に値しない。科学は、感覚によって直接感得しうる知識をはるかにひろげた確信 (belief) を含んでいる。われわれの常識も、また然りである。こういう確信は、何らかの根拠づけ (justification) を受けないかぎり、受け容れられない。演繹的論証は、論理必然的に前提の真实性を結論に移転させるが、前提の内容を拡大することはできない。従って、それのみでは、こういう根拠づけを行なうことはできない。それを行なうことのできるのは、論理必然性を犠牲にして前提の内容を拡大する帰納的論証である。帰納論理に論理としての地位を否定すれば、われわれの常識も科学も、感覚によって直接感得された知識の単なる寄せ集めにすぎなくなる。科学的思考法は、洗れんされた常識的思考法にすぎない。

(1) Cf. Nagel, *op. cit.*, Chap. 1; Braithwaite, *op. cit.*,

Chap. I; Salmon, *Foundations of Scientific Inference*,

pp. 5-11. アーネスト・ネイゲル「科学の性格と目標」

〈武田訳〉(前掲「現代の科学哲学」所収)。増山「法律の世界と科学の世界」ジュリスト四八四号参照。(完)

(一九七二・三・一一) (弁護士)